

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)					(総務省)			
事業名	消防職団員に対する賞じゅつ金		担当部局庁	消防庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和37年～		担当課室	総務課		課長 大庭 誠司		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ—4 消防防災体制の充実強化				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消防表彰規程		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一身の危険を顧みることなく職務を遂行して障害を受け、そのために死亡し又は障害の状態となった消防職団員に対して、賞じゅつ金を支給するもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災に際して、職務遂行中に死亡または障害の状態となった消防職団員に対して、賞じゅつ金を支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	56	3,330	-	5,070	8,456			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
当該事業は、遺族等に対して賞じゅつ金を支給するものであり、成果指標の考え方に馴染まない	-	-	-					
単位当たりコスト	(23年度1次補正 30百万円) 30百万円			算出根拠	5,070百万円/169件			
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」において直接的な記載はないが、本事業は東日本大震災に際して、職務遂行中に死亡または障害の状態となった消防職団員の功労を讃えその労に報いる目的で賞じゅつ金を支給するものであり、著しく危険な業務に従事する消防職団員の士気高揚に資するものであることから、5 復興施策(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり⑤ 今後の災害への備え(vi)に整合するものである。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災に際して、職務遂行中に死亡または障害の状態となった消防職団員に対して、賞じゅつ金を支給するものであり、優先度は非常に高い。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				東日本大震災に際して、職務遂行中に死亡または障害の状態となった消防職団員に対して、賞じゅつ金を支給するものである。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				東日本大震災に際して、職務遂行中に死亡または障害の状態となった消防職団員の功労を讃えその労に報いる目的で賞じゅつ金を支給するものであり、著しく危険な業務に従事する消防職団員の士気高揚に資するものである。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				功労の程度に応じ都道府県から消防庁あて上申された事案について、賞じゅつ金の支給を行うものである。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				消防職団員に対する類似の施策はない。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				実施にあたっては、殉職案件の増嵩により都道府県からの申請の遅れが考えられるが、迅速かつ適正な執行に努める。				

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/)」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。